

市長直筆の色紙や、88歳、100歳、100歳以上の高齢者に対して祝い品を贈呈する内容の提案となっております。

私は、以下3点により、今回の条例に賛同したいと思います。

その1つは、現在の本市の厳しい財政事情にあって、長井市行財政改革推進計画による集中改革プランは、まさに正念場であります。また、市民生活への痛みを伴っております。今後は福祉、医療、介護など福祉全体のサービスの充実が求められます。また、教育、子育て支援などを考える場合、本条例の廃止は市民の理解が得られること。2つには内谷市長の施政方針でも述べられておりますが、少子化、高齢化が進む中、本市も今後、人口の減少が加速すると思われれます。今後はまさに支え合う社会、持続可能な社会が求められること。3つ目には、近隣の自治体にあっても敬老思想の高揚を大切にしながら、高島町、川西町、小国町では現在、祝い品の支給となっております。また20年度、新年度におきましては米沢市についても祝い金を廃止し、祝い品にする方向で検討されております。

以上のことから、議案第38号 長井市長寿祝金を廃止する条例に賛成いたします。議員諸兄の賛同をよろしくお願ひし、賛成討論といたします。

○佐々木謙二議長 通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第38号について、厚生委員長の報告は修正可決でありますので、委員会の修正案について採決いたします。

議案第38号について、委員会の修正案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○佐々木謙二議長 起立少数であります。よって、委員会の修正案は、否決されました。

それでは、原案について採決いたします。

議案第38号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。よって、議案第38号は、原案のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

藤原民夫産業・建設常任委員長。

(藤原民夫産業・建設常任委員長登壇)

○藤原民夫産業・建設常任委員長 平成20年第1回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案2件、請願3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月14日、委員全員出席のもと、開催をしております。

それでは、議案第16号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託協定の一部を変更する協定の締結について申し上げます。

本案は、平成18年6月市議会定例会において議決された公共下水道管理センターの建設工事委託協定について、工事費の確定による協定金額の減額、並びに相手方の住所及び理事長名を変更する協定を締結するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案されたものであります。

審査に当たり、建設課長から、下水道管理センターの建設工事については委託先の下水道事業団で発注しているものであるが、入札の結果による請負差額及び施工方法の変更等による金額変更が生じていること、並びに協定の相手方の住所及び代表者がかわっているので変更協定

を締結しようとするものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、協定変更理由の中で低入札に係る管理諸費というものがあるが、低入札とはどういうことをいうのかとの質疑がなされ、建設課長から、低い金額で落札した場合に、品質低下とか工事内容の劣化等の懸念があるため、監視強化のために監督職員の増員や提出書類の増などが発生する。下水道事業団の方でそういった工事管理体制を図るための経費とご理解いただきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 長井市古代の丘条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、古代の丘キャンプ場指定地を変更し、キャンプ場及び太陽の広場使用の有料化を図るため提案されたものであります。

審査に当たり、農林課長から、太陽の広場及びキャンプ場使用の有料化を図るとともに、竪穴式住居によるキャンプ場を廃止し、シャワー等の設備を持つ体験交流センター南隣接地にキャンプ場指定地を変更することにより、利用者の利便性向上を図ろうとするものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、テント1張り、1泊につき500円とあるが、市に貸し出し用のテントがあるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、市に貸し出し用のテントはなく、テントを張る場所の使用料ということであるとの説明を受けたところであります。

また、委員からは、キャンプ場の使用については子供たちの学習のため、またスポーツ少年団のキャンプ等もあろうと思われるが、そのような場合は使用料の免除措置があるのかとの質疑がなされ、農林課長からは、古代の丘条例施行規則の中に、市が使用する場合や、市長が特

に必要と認めるものに使用する場合の減免規定があるとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 原油および飼料価格高騰に関する請願について申し上げます。

本請願は、山形おきたま農業協同組合経営管理委員会会長、神尾伸一氏と、山形おきたま農協農政対策本部本部長、神尾伸一氏の連名で提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、原油価格及び飼料価格の高騰により、園芸農家や畜産・酪農家は厳しい経営を強いられているので、原油価格高騰対策として園芸農家に対する特別な助成措置や、地方自治体が行う緊急対策に対して支援措置をとること、また飼料価格高騰対策として飼料自給率の向上対策など、具体的適切な対策を講じるよう政府に意見書を提出していただきたいというものであります。

なお、審査に当たっては、詳細な内容をお聞きするために紹介議員並びに農林課長にも出席を求めたところであります。

質疑に入り、委員からは、請願事項の中に施設加温費に対する特別な助成措置とあるが、市に対して何か要望があったのか、また、長井市では飼料米の生産が行われているのかとの質疑がなされ、農林課長から、国の方では原油価格高騰に対応して省エネルギー型農業機械等緊急整備対策事業がとられているが、長井市においてはその要望はなかった。また、飼料米の生産については助成措置が進められているが、現在のところ長井市での取り組みはないとの説明を受けたところであります。

また、委員からは、飼料はほとんど外国から輸入していると思うが、どれくらい輸入しているのか、また、転作等で飼料米を取り入れるとすれば生産可能な数量はどれくらいかとの質疑がなされ、農林課長から、輸入数量に係る資料

の持ち合わせはないが、穀物自給率については28%という数字が国から示されている。また、飼料米の需要は農林省の資料によると53万トンぐらいあるということであるとの説明を受けたところであります。

さらに、委員からは、紹介議員に対して、請願者は山形おきたま農業協同組合という大きな組織の役員であり、国に対して直接物を申すことができる立場であると思うが、市に請願を提出した理由は何か、また、間もなく大量に燃料を使用しなければならない稲作が始まるが、稲作経営に対する対策を挙げなかったのはなぜかとの質疑がなされ、紹介議員から、請願が提出された理由は、各自治体の理解もお願いしたいということで、置賜すべての市町に請願を出していると聞いている。また、稲作については、灯油や軽油の購入について前もって予約をしておけば、国の援助を受けての農家に対する農協の支援措置があるので、今回はその部分については挙げなかったと思うとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第2号 生産調整の実効性確保および再生産可能な米価に関する請願について申し上げます。

本請願の趣旨とするところは、米の生産調整については自治体、農家が一体となり積極的に取り組んできたが、米消費量の減少やミニマムアクセス米の継続的な受け入れなどにより、米価は生産費を賄えないまでに急落している。ついでには生産調整の実効性確保を図るとともに、ミニマムアクセス米の輸入量を削減するなど、適切な対策を講じるよう政府関係機関に意見書を提出していただきたいというものであります。

質疑に入り、委員からは、長井市全体では生

産調整はクリアしているが、転作をしていない農家はないのか、また、このたび新たに転作を行う農家に対する助成措置が講じられるようになったが、これまでまじめに生産調整に取り組んできた農家と不公平にならないのかとの質疑がなされ、農林課長から、転作をしていない農家があるのかもしれないが、長井市は「とも補償」ということで生産調整の過不足調整をしているので、市全体で達成しているということになっている。また、地域水田農業活性化緊急対策ということで、生産調整の拡大分に対して10アール当たり5万円、国から助成される制度が示されたが、これまで生産調整を守ってこなかった農家に、今後、生産調整に踏み切らせる等の趣旨で措置された制度であるので、それはそれとして認めなければならないと考えている。ただ、長井市ではとも補償という形で過不足を調整している関係から、新たに拡大した分ということではなく、同意された方については転作面積全体で按分する案を推進している。この場合、10アール当たり2,000円程度になるとの説明を受けたところであります。

また、委員からは、請願事項の中に市場隔離方策にすることとあるが、これはどのように整理されているかとの質疑がなされ、農林課長から、回転備蓄米については在庫の年産を更新して古い米を市場に出すというものであるが、市場隔離方策となると、市場には出さずに何らかの処分をするということになるが、これについては国民の税金を使うこととなるので、いろいろと合意が必要になると思っているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本請願は全員一致で採択すべきものと決定いたしました。なお、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

次に、請願第3号 食料自給率および食の安全・安心の確保に関する請願について申し上げ

+

ます。

本請願の趣旨とするところは、内閣府が行った世論調査によると、我が国の将来の食料供給に不安を感じている人の割合が75%を超えている。また、牛肉のBSE問題や冷凍食品に対する消費者の不安など、食の安全に対する消費者の不安は頂点に達している。ついては、食料自給率を高めるとともに、安全・安心な国内農畜産物生産のための取り組みについて、十分な予算確保や施策の充実強化などについて、政府に対し意見書を提出していただきたいというものであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。なお、本件につきましても、後刻意見書を提出させていただきますので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

+ ○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第25、議案第16号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託協定の一部を変更する協定の締結についてから、日程第29、請願第3号 食料自給率向上および食の安全・安心の確保に関する請願までの5件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第25、議案第16号 長井市公共下水道管理センターの建設工事委託協定の一部を変更する協定の締結についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第26、議案第36号 長井市古代の丘条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第27、請願第1号 原油および飼料価格高騰に関する請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第28、請願第2号 生産調整の実効性確保および再生産可能な米価に関する請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第29、請願第3号 食料自給率向上および食の安全・安心の確保に関する請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

大道寺 信予算特別委員長。

(大道寺 信予算特別委員長登壇)

○大道寺 信予算特別委員長 今定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第1号平成20年度長井市一般会計予算を始め特別会計予算10件、水道事業会計予算1件の合計12議案について、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る3月17日、19日の2日間にわたり審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計予算の概要について担当課長より説明を受けた後、6名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第1号 平成20年度長井市一般会計予算につきましては、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第2号 平成20年度長井市国民健康保険特別会計予算、議案第3号 平成20年度長井市公共下水道事業特別会計予算、議案第4号 平

成20年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算、議案第5号 平成20年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算、議案第6号 平成20年度長井市農業集落排水事業特別会計予算、議案第7号 平成20年度長井市訪問看護事業特別会計予算、議案第8号 平成20年度長井市介護保険特別会計予算、議案第9号 平成20年度長井市浄化槽事業特別会計予算、議案第10号 平成20年度長井市用地特別会計予算の特別会計9件につきましては、いずれも起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 平成20年度長井市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 平成20年度長井市水道事業会計予算につきましては、起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を結びたいします。

まず、日程第30、議案第1号 平成20年度長井市一般会計予算の1件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 議案第1号 平成20年度長井市一般会計予算に対して、反対の立場で意見を申し上げます。